

## 千葉ロッテマリーンズ山武後援会 慶弔規定

(趣旨)

第1条 この規定は、千葉ロッテマリーンズ山武後援会における慶弔の表意について必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 慶弔の表意は、次の基準により取り扱うものとする。

千葉ロッテマリーンズ山武後援会会則第6条に規定する役員の死亡10,000円

(その他)

第3条 役員が、前条に規定する慶弔事項以外で、慶弔の表意を必要と認めた場合は、別に取り扱うことができる。

附 則 (会則の効力の発生)

この会則は、令和3年1月1日から効力を発生する。

この会則は、令和7年1月10日から一部改正施行する。